固定資産税の特例（先端設備導入）【地方税法 附則第15条第45項】

中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、以下の要件を満たした場合、固定資産税の特例措置を受けられます。

設備取得期間：Ｒ5.4.1～Ｒ7.3.31

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 資本金１億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く） |
| 対象設備 | 認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率５％以上の投資計画に記載された①から④の設備【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】① 機械装置（160万円以上）② 測定工具及び検査工具（30万円以上）③ 器具備品（30万円以上）④ 建物附属設備(※１)（60万円以上） |
| その他要件 | ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること・中古資産でないこと |
| 特例措置 | 固定資産税の課税標準を３年間に限り、１／２に軽減。さらに、賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準を１／３に軽減。・令和６年３月３１日までに取得した設備：５年間・令和７年３月３１日までに取得した設備：４年間 |

 ※１ 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

先端設備等導入計画の内容

〇労働生産性

　計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均３％以上

向上すること

【算定式】（営業利益＋人件費＋減価償却費）÷

労働投入量（労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）

〇投資利益率

年平均の投資利益率が５％以上となることが見込めること

【算定式】年平均の投資利益率＝（営業利益＋減価償却費）の増加額(※２)÷設備投資額

※２ 設備の取得等をする翌年度以降３年度の平均額